

第2章の2 昇降機

(昭57条例47・追加)

第53条の2 削除

(令元条例11)

【エレベーターのピット】

第53条の3 エレベーターのピットには、保守点検のための照明設備を設け、かつ、その深さが1.5メートル以上の場合においては、タラップその他これに類するものを設けなければならない。

(昭57条例47・追加)

エレベーターの下部及びピット内の機器の保守点検が容易にできるよう設けた規定です。本条でいう照明設備には、照明灯のない壁面に付設しているコンセントも含むものとしています。また、構造的にタラップの付設が困難な場合には、はしごを常備しておくことによりそれを「その他これに類するもの」として取扱っています。

【エレベーターの機械室】

第53条の4 エレベーターの機械室は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 非常用のエレベーターの機械室とその他の部分とを耐火構造の壁又は特定防火設備で区画すること。
- (2) 保守点検のための照明装置を有効な位置に固定して設け、そのスイッチを室内に設けること。

(昭57条例47・追加、平12条例83・一部改正)

○ 第1号

非常用エレベーターが災害時に有効に機能するよう機械室とその他の部分とを耐火区画するよう設けた規定です。

○ 第2号

機械室の保守点検ができるよう設けた規定であり、ここでいう照明装置とは、コンセントだけでなく照明灯を付設したものをいいます。

【小荷物専用昇降機の機械室】

第53条の5 小荷物専用昇降機の機械室には、保守点検を容易に行うことができる点検口及び照明設備を設けなければならない。

(昭57条例47・追加、平12条例83・全改)

小荷物専用昇降機の安全を確保するために設けた規定です。また、「点検口」の大きさは、原則として60センチメートル角以上とし、本条でいう照明設備には照明灯のない壁面に付設しているコンセントも含むものとしています。